

議案第 78 号

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正について

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 2 月 14 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部を改正する条例

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例（平成 16 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「前項の」を「第 1 項第 5 号の」に、「前項第 5 号」を「同号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項第 3 号の規定にかかわらず、商店街空き店舗等利用資金の融資を受けようとする者にあつては、同号に掲げる要件のうち事業を営んでいる場所が市内であることを要しない。

別表小規模事業資金の項及び小口零細企業保証制度資金の項中「5 年」を「7 年」に改め、同表商店街空き店舗等利用資金の項を次のように改める。

商店街 空き店 舗等利 用資金	中小企業者であつて、市 内に所在する商店街空 き店舗等において小売 業、飲食業又は規則で定 めるサービス業を開始 するもの	2,000 万円	運転 資金	5 年以内	市と融資金融 機関との間で 定める利率
			設備 資金	10 年以内	市と融資金融 機関との間で 定める利率

別表中備考3を備考4とし、備考2の次に次のように加える。

3 商店街空き店舗等利用資金の融資限度額は、運転資金及び設備資金を合わせて2,000万円とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条及び別表の規定は、平成23年4月1日以後に融資の申請のあった資金について適用し、同日前に融資の申請のあった資金については、なお従前の例による。

理 由

中小企業者に対する融資制度をより利用しやすくすることにより市内の中小企業の振興を図るため、小規模事業資金及び小口零細企業保証制度資金の運転資金について融資期間を延長するとともに、商店街空き店舗等利用資金について運転資金の新設及び融資対象者の拡大をする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。